

1. 平成30年第1回郡上市議会定例会議事日程（第7日）

平成30年3月22日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程3 議案第5号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第6号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第7号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第12号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第13号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第14号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第15号 簡易水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第16号 郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程15 議案第17号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第18号 郡上市白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第19号 郡上市明宝野外ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第20号 郡上市高鷲吼高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第21号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第22号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第23号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程22 議案第24号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程23 議案第25号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第26号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第27号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程26 議案第28号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 日程27 議案第29号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程28 議案第30号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程29 議案第31号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程30 議案第49号 平成30年度郡上市一般会計予算について
- 日程31 議案第50号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程32 議案第51号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程33 議案第52号 平成30年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程34 議案第53号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程35 議案第54号 平成30年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程36 議案第55号 平成30年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程37 議案第56号 平成30年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程38 議案第57号 平成30年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程39 議案第58号 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程40 議案第59号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程41 議案第60号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計予算について
- 日程42 議案第61号 平成30年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程43 議案第62号 平成30年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程44 議案第63号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程45 議案第64号 平成30年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程46 議案第65号 平成30年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程47 議案第66号 平成30年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程48 議案第67号 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計予算について

- 日程49 議案第68号 平成30年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程50 議案第69号 平成30年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程51 議案第70号 平成30年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程52 議案第71号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程53 議案第72号 やまと総合センターの指定管理者の指定について
- 日程54 議案第74号 財産の無償譲渡について（高鷲板橋集会所及び敷地）
- 日程55 議案第75号 市道路線の廃止について
- 日程56 議案第76号 市道路線の認定について
- 日程57 請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願
- 日程58 議報告第4号 広報広聴特別委員会の中間報告について
- 日程59 議報告第5号 空き家・移住対策特別委員会の報告について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

日程1から日程59まで

日程60 議案第77号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について

日程61 議案第78号 平成29年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	郡上偕楽園長	清水宗人
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	尾藤康春	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	郡上市 代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課 課長補佐	加藤光俊
議会事務局 議会総務課主査	武藤淳		

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。

議員の皆様方には2月26日の開会以来、それぞれ出務、大変御苦勞さまでございます。いよいよ本日は最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議のほどいただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくをお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、4番 野田勝彦君、5番 山川直保君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第31号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程2、議案第4号 郡上市男女共同参画推進条例の制定についてから日程29、議案第31号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの28件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました28議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員長、7番 森喜人君。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例8議案につきまして、平成30年3月12日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第4号 郡上市男女共同参画推進条例の制定について。

市長公室長及び企画課長から、男女共同参画社会基本法の基本的な考え方にに基づき、男女共同参画を推進するための基本理念や、市、市民、事業者及び教育等関係者の責任と役割等を定め、一丸となって男女共同参画の推進を図るものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、なぜ今制定する必要があるのか、この制定により何が変わるのかとの質

問があり、市では、平成22年に男女共同参画プランを策定して事業を行ってきたが、広く認識されるまでには至っていないことから、男女共同参画の推進に対する市の姿勢を条例に定め、プランに掲げる事業とともに広く市民に示していきたい。条例策定により何かが変わるというのではなく、みんなで男女共同参画を推進しようという考えを示すものである。全国の市区の状況を見ると、既に6割近くが条例を策定済みであり、決して時期尚早ではない。女性が社会的な制度や慣習などの中で弱い立場だったことは事実であり、社会における女性の進出を実現するために、本市においても、基本理念を掲げて男女共同参画を推進していくことを強く示すことが重要であると考えているとの説明がありました。

この条例を制定することにより市として何をやっていくのかとの質問があり、それぞれの家庭で女性の役割はあると思われるが、社会に出ていける機会をつくり行動できるように、また就労ができるような環境を整備するという考え方である。この条例では、具体的に何をしなさいというものではないが、関係各課が必要とされる施策を検討していくものである。現実問題として男女共同参画が難しいからとか、ハードルが高過ぎるとかではなく、あらゆる場面で一歩ずつ進めていこうとするものであるとの説明がありました。

男女共同参画推進審議会委員を公募するに当たって、子育て世代の女性が入るように年齢の枠をつくったほうがいいのかとの質問があり、多様な意見をいただきたいため、年齢構成を十分に考慮しながら、人選を進めていくとの説明がありました。

意識調査について質問があり、平成26年に市内の20歳以上の男女各1,000人を対象に行った調査である。回収は903人で、回収率は45.2%だった。結果は男女共同参画プランの中にまとめてあるが、自由記述欄のうち、男女の地位に関すると思われる記述を抜粋し、資料として提出しているとの説明がありました。

男女共同参画推進審議会の女性委員をどのように確保していくかとの質問があり、審議会委員は学識経験者、公募委員のほか、商工会や青年会議所、小中学校校長会、PTA連合会、人権擁護委員協議会等、関係団体に対して男女比率に配慮しながらお願いをしていきたいとの説明がありました。

第6条の事業者の責任と役割について、事業者に対してどのように周知しているかとの質問があり、条例の策定に当たり商工会から推薦された委員もいるが、現時点では周知はできていないため、今後取り組んでいくとの説明がありました。

第9条の公衆に表示する情報に関する配慮について質問があり、表現の自由を制限しているものではなく、人権を侵害するような表現をやめようという趣旨であるとの説明がありました。

第12条の学習の支援、情報提供及び啓発活動について質問があり、生涯学習講座の出前講座や学校教育に関して資料を作成することなどを考えているとの説明がありました。

男女共同参画推進条例策定委員会の委員に、岐阜大学工学部の教授がアドバイザーになっていることについて質問があり、アドバイザーは、岐阜大学の男女共同参画推進室の支援教員であり、岐阜市の男女共同参画推進審議会の委員にも選任されている。同推進室長から推薦をいただき、依頼したものであるとの説明がありました。

条例策定の中でLGBT（性的少数者）についてどの程度の話題となったかの質問があり、話題としてはあったが、条文の中には直接的には規定していない。ただし、第3条の基本理念の規定では、解説にもあるように各号冒頭の「男女」は、性別の男女ではなく全ての人という意味で表現したものであると説明がありました。

母親が外へ出ることによって、子どもの視点が欠けるのではないかとこの質問があり、条例では、家庭・地域・職場・学校その他のあらゆる分野で、男女共同参画を進めることとしており、家庭を軽視しているものではない。DVなど人権を侵害する行為の禁止も規定している。女性の中には、出産・育児という役割を担いながらも、得意な分野などで活躍していただいている方もいる。このような活躍を支えるという意味において、男女共同参画社会は目指すべき社会の姿であり、永遠の課題である。一つの考え方として、みんなで男女共同参画社会をつくっていこうという決意をし、それに向かっていくことを結集した条例であるとの説明がありました。

男女共同参画プランを推進していくためには条例がなければできないのかとの質問があり、条例がないからといってプランに掲げる施策ができないものではないが、条例の中でプランについて規定し、何に基づいてつくったのかということをも明らかにし、男女共同参画の推進に対する市の姿勢を示していくこととの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会として賛成多数で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。
議案第5号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室次長兼情報課長から、美並町白山地区内の羽佐古に移動通信用無線基地局を整備することに伴い、名称及び位置を規定するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第6号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

市長公室次長兼情報課長から、ケーブルテレビ事業特別会計は平成30年度末をもって一般会計に統合することとし、平成30年度からの新年度事業に係る歳入歳出予算については、一般会計で計上するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第7号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

理事兼総務部長及び総務課長から、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報

報の保護に関する法律の一部改正に伴い、指紋・顔認識データ、旅券番号等の個人識別符号の定義と、個人識別符号が個人情報に該当する旨の規定を追加し、また、人種、信条等の要配慮個人情報の定義を追加する等、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、個人情報を取り扱う機会がふえたことに対して、どのような体制をとっていくのかとの質問があり、個人情報の取り扱いについては、職員研修を毎年実施しているほか、個人情報が万が一漏えいした場合の危機管理マニュアルを作成し、対応できるようにしている。今後は、職員が個人情報がどのようなものかということ認識して、適切に取り扱うよう、条例改正にあわせて周知していきたい。また、情報漏えい防止等のためのシステム改修についての予定はしていないが、特定個人情報は暗号化して、権限のある職員のみでの取り扱いとしているなどの措置を講じているとの説明がありました。

災害時の要配慮個人情報の取り扱いについて質問があり、避難時において支援が必要となる方の基本4情報等については、個人情報保護審議会において、厳格な取り扱いのもとに提供することを可とする答申を受けており、避難行動要支援者名簿を福祉部門と総務課の連携により作成し、自治会長、消防団、民生委員等に対して、厳格な管理を条件に提供している。病歴や障がい等についても、通常業務を行う上で収集することが必要不可欠な情報として、収集してならない個人情報から除外している。いずれにしても、必要最小限の情報を活用することとしているとの説明がありました。

自治会長が毎年変わるところがあるが、名簿における個人情報保護は、班長にまで徹底されているかとの質問があり、毎年自治会長会で説明し、取り扱いの徹底をお願いしている。自治会への提供は、同意の得られた方のみでの提供としている。更新時は、古い名簿を回収している。班長等への提供の有無までは把握をしていないが、しっかりとした取り扱いを依頼しているとの説明がありました。

人種や民族に関して、市民の立場からどう対応しているかとの質問があり、条例では、実施機関の責務、事業者の責務、市民の責務についてうたっている。市民の立場としても、個人情報の重要性を認識するとともに、基本的人権を尊重して個人情報の保護に努めていただく必要があるとの説明がありました。

DNAや虹彩などの入手方法について質問があり、DNAや虹彩などを収集するためには専用の機器が必要となるが、現在のところ管理する手段はなく、収集する予定はない。このような情報も個人情報になると明確化されたということであるとの説明がありました。

個人情報の漏えいの大半は人為的ミスであるが、その対策や研究はどうかとの質問があり、情報セキュリティ委員会や、住基ネットに関する情報セキュリティ委員会があり、アクセスする職員の制限や、認証制限など複数の制限を設けている。今後も、システムと人の両面の対応についてしっ

かりとやっていきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務課長から、高鷲板橋集会所を公の施設としての位置づけを廃止すること、教育次長から、明宝アリーナは木材流通合理化特別対策事業を活用して建設したものであるが、実質は明宝中学校の体育館として使用していることから、公の施設としての位置づけを廃止し、学校施設に位置づけるための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市内に明宝アリーナのようなケースはほかにあるかとの質問があり、他の学校は学校施設として専用の体育館を持っているため、同様のケースはなく、今後も設置予定はないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第9号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部次長兼税務課長から、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の非課税の範囲についての改正において、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、改正により具体的にどのように変わるのかとの質問があり、現行の控除対象配偶者が、同一生計配偶者、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者の3つになる。同一生計配偶者は、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得が38万円以下であるものをいう。控除対象配偶者は、同一生計配偶者のうち合計所得が1,000万円以下の居住者の配偶者をいう。源泉控除対象配偶者は、合計所得が900万円以下の居住者と生計を一にする者のうち、合計所得が85万円以下の配偶者をいうもので、今回名称は変わるが内容が変わるものではない。配偶者特別控除は、配偶者の所得上限が収入額103万円であったものが150万円になることによって、それぞれの区分の名称が変更されるとの説明がありました。

市民税や扶養家族としての影響について質問があり、市民税については、それぞれの控除額が国税の額と違っているが、計算方法は同じである。社会保険での扶養としての適用基準は、今のところ130万円が変更されるとは聞いていないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

消防長から、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガス保安法の施行に関する事務等の手数料を改める。農林水産部長から、農業災害補償法の一部改正に伴い、条例

に引用する法施行規則名を農業災害補償法施行規則から農業保険法施行規則に改めるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

消防長から、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、第2条中、条例に引用する条項を改める。第5条第3項中、補償基礎額に加算する、扶養親族区分に応じた加算の金額を改めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、重度心身障がい者についての質問があり、総務省令でいう、3級以上の障がいの程度のある者となっているとの説明がありました。

消火作業に従事した者について質問があり、火事があったときの消火作業や災害のときなどに従事した一般の方を指しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） それでは、産業建設常任委員会からの報告をいたします。

平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例11議案につきまして、平成30年3月8日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第12号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、中小企業信用保険法の一部改正により、小規模事業者への支援を拡充するため、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第13号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、新たに阿多岐清流発電所が稼働したことに伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、企業立地奨励金等の交付に対する特例期間を延長するため、所要の規定を整

備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、工業団地事業特別会計を設置するため、郡上市特別会計条例の規定に追加するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例の制定について。

商工観光部長から、市の産業振興の促進と人材の育成・確保を図ることを目的に郡上市産業プラザを設置するため、条例を制定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、交流ホールの使用料は他の施設と均衡が保たれているのかと質問があり、交流ホールと同程度の広さである郡上市文化センター多目的ホールを参考に料金を設定しているが、産業プラザに入居する団体は無料としているとの説明がありました。

交流ホール使用予約の窓口について質問があり、交流ホールは市の施設のため、産業プラザ2階の商工観光部が窓口になるとの説明がありました。

4階テラスも貸し出すことを検討できないかとの質問があり、4階テラスは高所のため安全面や防犯面を考慮して、一般市民へ貸し出すことは考えていないとの説明がありました。

交流ホールの使用について、正午から午後1時まで、また、午後5時15分から6時までの間の料金の取り扱いはどうなるのかとの質問があり、使用する方の入れかえ時間等の考慮から料金を徴収しないが、半日の使用許可を得た方が延長して使用する場合は延長料金をいただくことも想定しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第17号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、施設の改修に伴い、使用料の額等を改め、また、使用者が宿泊をキャンセルした際の料金徴収規定を設けるなど所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、繁忙期は2人以上で宿泊することを規定しているが、宿泊者の意向はそんたくされているのかとの質問があり、臨機応変に対応したいが、原則は2人以上の宿泊を願う。また、繁忙期以外は1人での宿泊も可能であるとの説明がありました。

使用料が消費税込み金額であるため、キャンセル料にも消費税分が含まれることとなるが、それで問題はないのかとの質問があり、キャンセル料には逸失利益の補填と解約に伴う事務手数料との2つの側面があるが、この場合は解約に伴う事務手数料のため、税込み金額で問題はないとの説明

がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第18号 郡上市白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。
商工観光部長から、白山長滝公園内、道の駅施設の改築に伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第19号 郡上市明宝野外ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、利用促進を図るため、使用料の見直しを行うものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、改正前の使用料には電気料を別途徴収するよう規定されていたが、今回の改正で電気料を徴収しなくなった経緯等について質問があり、屋外シアターの照明が破損してから高圧電力の契約を解除し、照明を利用していない。現在は使用者みずから発電機や照明を用意することで対応しており、市が負担する電気料金は発生していないとの説明がありました。

2日間以上継続して利用した場合も1回の使用として料金を徴収するののかとの質問があり、継続して行われるイベント等は1回の使用として扱うとの説明がありました。また、複数日連続して使用される場合の取り扱いについて、詳細な取り決めの作成を検討されたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第20号 郡上市高鷲吼高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、管理棟を整備することに伴い、使用料等所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、グラウンドの使用料金、利用料金について、消費税率8%は反映されているかの質問があり、消費税率が5%から8%に引き上げられる際、当時の料金を5%で割り戻したものに再度8%を掛け直すことで消費税率8%は反映されており、今回の条例改正ではグラウンドの使用料金、利用料金は見直さないとの説明がありました。

グラウンドの使用料金について、吼高原スポーツ広場と類似するまん真ん中広場の多目的広場とは均衡が保たれているかの質問があり、吼高原スポーツ広場Aグラウンドの1日当たりの使用料金3万860円を8時間で割ると3,857円となり、まん真ん中広場多目的広場の1時間当たりの使用料金3,780円とは整合しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第21号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、土地改良法の一部改正により、本条例における法律の引用条項が変更となるため所要の規定を整備し、また、地元分担金のうちで農道の事業に係る分担金を徴収しないこととするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。議案第22号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、郡上市市営住宅管理条例については、公営住宅法施行令、公営住宅法施行規則及び福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、本条例における各引用条項が変更となるため所要の規定を整備し、また、別表で規定する住所表記を適正な表記に改めるもの、郡上市市有住宅管理条例については、公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、本条例における引用条項が変更となるため、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、文教民生常任委員長、6番 田中康久君。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例9議案につきまして、平成30年3月9日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第23号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、平成30年度から国民健康保険税の財政運営の責任主体として都道府県が加わり、事業費納付金の確定値が示されたため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、新税率を適用した場合、岐阜県下では保険料の上がる市が3市、変わらない市が7市、下がる市が10市と聞いたが、変更はないかとの質問があり、2月の初めに調査したときの数であり、各市審議中ではあるが、状況は変わらないとの説明がありました。

平成29年度と比べ平均で1万円以上下がることは大きな改善だが、今までの税率が高かったのではないかとの質問があり、県が保険者に加わり新たに国費が投入されることで市町村の国保の負担が軽くなった。平成29年度までは、市町村が個々に運営をする中で、過剰に保険税を徴収したり、基金を活用してこなかったりということではなく、できるだけ保険税の負担を抑えるように運用を行っていたとの説明がありました。

所得及び資産のない人の保険税は増額されるのか。また、所得はあるが資産のない場合はどうかとの質問があり、所得のない人は、均等割と平等割の保険税となり年間数百円下がるが、試算モデルによると、40代の夫婦で子どもが1人いる3人世帯で所得300万円、固定資産がないケースの保険税は、年間9,200円の増額となる。必要な保険税を賄うためには全ての世帯で減額を行うことはできないが、今後については国保運営協議会の意見を伺いながら検討したいとの説明がありました。

国保運営協議会の委員に若い世代、現役で子育てをしている人になってもらい意見を聞いていたきたいとの意見があり、国保運営協議会は4月で改選されるため、来月公募をかける。被保険者代表として子育て世代に入っただけよう努力したいとの説明がありました。

保険税について、後期高齢者支援分と介護納付金分に余剰があれば、医療分に回せるのかとの質問があり、県による事業費納付金の算定で示されたそれぞれの額に応じた賦課をして徴収するとの説明がありました。

山間地では医療費は上がっている。保険者が県単位になることにより大きくなれば、小さい自治体は補完してもらえると考える。県全体で相互の扶助で保険事業をできないのかとの質問があり、今後は医療費水準を県で統一して、何年先になるかわからないが、税率の統一に向けて検討されるのではないかと考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第24号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、平成30年度から平成32年度までの第7期の第1号被保険者の介護保険料の額を定めるため、また、介護保険法の改正により、保険給付や保険料等に関する調査対象者の範囲が拡大されたため、所定の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、医療用病床から介護医療院へ転換することについて、市内の病院の動向はどうか、また、介護医療院が増加すると現在の介護施設への影響はあるのかとの質問があり、転換を予定しているのは民間病院1つであり、ほかの病院からは今のところ話を聞いていない。現在の施設がそのまま移行し、費用が医療保険から介護保険となることなので影響は少ないと思われる。利用者にとっては介護施設の選択肢がふえるが、施設が利用者の取り合いになるのは望ましくないと考えているとの説明がありました。

基金を2億円取り崩すことにより、基準額の引き上げが100円に抑えられたが、今後の介護保険の財政運営について不安はないのかとの質問があり、基金は何らかの要因で給付費がふえた場合に、第1号被保険者の保険料負担分を補うためにある。介護保険事業計画において、3年間の給付費の増額を見込んだ保険料を設定しているため、想定以上に給付費が上がることは考えにくい。2億円

取り崩しても、基金の枯渇や財政運営に影響することはないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第25号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、介護保険法が改正され、要介護1から要介護5の認定を受けた方が利用される地域密着型サービスに共生型サービスが位置づけられた。また、厚生労働省令が改正され、事業の運営等の基準が一部見直されたため、所定の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、地域密着型サービスの中で、郡上市にないものが幾つかあるが、市民はサービスを受けないのではないかと質問があり、特に夜間のサービスについては、市内には夜9時ごろまで対応している訪問介護事業所や、夜間も対応している訪問看護事業所がある。夜間・深夜にどの程度サービスを希望される方がいるのか、実態を把握しながら、必要とされるサービスについては今後積極的に事業者へ働きかけをしたいとの説明がありました。

民間から施設整備の要望があった場合の対応について質問があり、入所系の施設整備については、全ての要望に応えるものではなく、市民にとって必要となるサービスは何か、どこまで整備が必要かを十分に検討しながら、必要数を計画に位置づけているとの説明がありました。

介護職員が併設する介護医療院の職務を兼務する場合、医療に携わる必要が出てくるのではないかと質問があり、兼務する場合でも、従業者の資格に応じた職務を行うことになり、介護職が医療業務を行うことはないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第26号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、厚生労働省令が改正され、要支援1または要支援2の認定を受けた方が利用される地域密着型介護予防サービスの事業運営等の基準が一部見直されたため、所定の規定を整備するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第27号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、厚生労働省令が改正され、要支援1または要支援2の認定を受けた方が利用される指定介護予防支援等の事業の運営に係る基準が一部見直されたため、所定の規定を整備する

との説明を受けました。

審査の中で、委員から、市内の居宅介護支援事業所では要支援の人のケアプランを立てることはできないのかとの質問があり、基本的には地域包括支援センターでケアプランの作成を行うが、ケースによっては居宅介護支援事業所に委託する場合もあるとの説明がありました。

仕事量がふえるが、人員の確保はできているかとの質問があり、ケアマネジャー1人当たりのケアプランは35件程度担当している。今後、要支援者がふえてくれば、ケアマネジャーの増員が必要になることも考えられるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第28号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の制定について。

健康福祉部長から、介護保険法の改正により、平成30年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が県から市に移譲されるため、所定の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市内に指定居宅介護支援事業所が14施設あるが、管理者の要件が改正されることで事業所の運営に影響はないかとの質問があり、現在、主任ケアマネジャーのいない事業所もあるが、3年の経過措置の間に対応されると思われるとの説明がありました。

居宅介護支援事業者の指定権限が市に移譲されることについて、財政的な支援はあるのかとの質問があり、現時点では財政支援があるとは聞いていないとの説明がありました。

要介護者が病院から在宅に移ったとき、その生活を支えるために条例によりいろいろと整備されることは、要介護者にとって大変ありがたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第29号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、西和良小学校が和良小学校に統合されることにあわせ、平成23年度から休園している西和良保育園を除くものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、西和良保育園の復活、再開はあるのかとの質問があり、西和良地区の人口や入園対象者がふえた際、協議の中で検討されることも考えられるとの説明がありました。

現在の建物の状況や活用予定について質問があり、休園後は平成29年度から、西和良地域づくり協議会が倉庫として使用している。閉園後の平成32年度も継続して地域づくり協議会で使いたいとの要望があるとの説明がありました。

閉園は平成31年4月1日となっているが、上程が1年早い理由について質問があり、保育園の閉園は来年であるが、西和良小学校の統合の条例改正にあわせて改正したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第30号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について。

教育委員会事務局教育次長から、西和良小学校を閉校し平成31年4月1日に和良小学校に統合するという、平成30年4月から平成31年3月の間は統合準備期間として規則改正などを行うとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、今後は学校体制検討委員会が設置され、公共施設の適正配置計画も進められるが、行政が小中学校の統合を先行すると、地域によっては混乱が起きるのではないかとの質問があり、これまでは、自治会や地域の意見は調整済みのため特に混乱もない。これからは少子化により子どもが減る中、学習指導要領も集団で高め合うという方法に変化していくことや、子どもの数の推移、統合のメリット等をこちらからも積極的に提供していく必要があると感じているとの説明がありました。

合併協議委員会委員の32人についてどのようなメンバーなのかとの質問があり、西和良には7つの地区会があり、地区長、地域づくり委員、公民館の委員と幅広い方に集まっていただき、多くの方の意見を聞いたとの説明がありました。

西和良小学校校舎の建設年と教職員住宅はどうなるかとの質問があり、校舎は平成8年度に建てられた。教職員住宅は引き続き、和良小学校及び郡上東中学校の教職員用として使用するとの説明を受けました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第31号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育委員会事務局教育次長から、白山瀧宝殿の寄附と展示収蔵物が寄託されることにより、市が管理・運営するため現条例に加えるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、今回の改修は内部改修だが、この建物の耐震は大丈夫なのかとの質問があり、建物は平成15年に改修しており、文化庁、県とも相談した結果、当分は問題ないとの説明がありました。

瀧宝殿と白山文化博物館の両方に入館する場合の料金について検討したのかとの質問があり、瀧宝殿、白山文化博物館だけでなく、清流長良川あゆパークも含めた形でセットにして割安な料金設定を考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺

友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。報告が終わりましたので、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 総務常任委員会の報告について質問をいたします。

議案第4号 郡上市男女共同参画推進条例の制定についてであります。全国でたくさんできておるわけですが、全国の条例、全部見たわけでありませんが、見た条例の中には、市民団体の責務とか市民活動団体の役割といった項目がある条例があります。その点について、どういう議論がなされたのかお伺いしたいと思います。郡上市の現状見ますと、現状、旧八幡町を除いて、ほかの地域では女性の会がなくなっております。そして、自治会長は100%男性というのが現状であります。また、消防団員におきましては、郡上市の消防団員は非常に優秀であり充実しておりますが、女性防火クラブの現状を見ますと、まだまだ不十分な点があると思っております。

そういった意味で、この条例は民主主義の中では権利は主張してもいいんですが、権利とともに義務といった面で果たす役割はあると思っております。その点について、推進条例は義務といった面が非常に未整備だと思っておりますが、そういったことについての議論がなされたのか。また、こういった条例の中で市の、市民団体の責務といったことがうたわれなかった経緯についても、もし執行部がお考えあるのならば御説明いただきたいと思っております。

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 市民団体の責務と、それから義務につきまして、特に特段、そうした質問も出ませんでした。執行部のお考えを御説明いただきたいと思っております。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） このところでございますけど、責務のところにつきましては、市民、行政、それから特に今回は事業者、それから教育というところについても入れました。市民団体につきましては、市民というところの責務とか、そのところがありますので、そういったところに含まれておるといふふうなところで、特にその中で市民団体であるとか、そういった団体を規定して設けませんでしたので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 市民の責務は当然であります。それはどこでもうたってあるんですが、市の市民団体の責務といった面ではとか、市民活動団体の役割といったものは、条例に盛り込むべき

であると思いますし、そうすることによって、より男女共同参画推進条例といったものが現実的なものになってくると思いますし、今後進めるべき課題も見えてくると思うんですが、一般質問の中で市長が実効性のある条例をという言葉が言われたのが耳に残っておりますけれども、そういった意味からも、市民共同参画推進条例については未整備な部分が多いような気がしますので、継続で審議していただくか、さらに何か盛り込んでいただくか。後々、こういったことを審議するところが、推進委員会ができますので、審議会ができますので、審議会によってそういったことが議論されて盛り込まれるならばといったことでと思いますが、いかがなものでしょう。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長。

○市長公室長（三島哲也君） この中ではですけど、基本理念のところ、この考え方はあらゆる社会の中でということがございますので、これは当然今言いましたように、市民の団体であるとか家庭であるとか、そういうことを含めて基本的な考え方として、あらゆる場面において男女共同参画の基本理念について取り組んでいきたいというふうにうたっておりますので、特段ここに書いていますように、市民の責務と役割、それから市の責務と役割、それから事業者と責務と役割、それから教育関係者の責務と役割というところまでうたっておりますので、そういった中でうたっている中で含まれるというふうに考えておりますので、特段市民団体を特定して設ける必要はないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 委員長報告の中に、2ページですけども、男女は。

○議長（渡辺友三君） どの、何の委員長報告、総務。

○10番（山田忠平君） 申しわけない。今の総務委員会の男女共同参画についての委員長報告の2ページの中に、この条例でありますけども、男女は性別の男女ではなく全ての人としての意味で表現したという説明と、それからもう一つ、ちょうど総務委員会で議論されたときの資料が出されております。

ここでいろんな皆さんそれぞれの意見が、これは議会でなしに、共同参画の市民意識調査の中でも出ておりますが、確かにここに書かれておるように、男女共同参画についての取り組みについては、我々もどちらかといえば2番、6番とか、いろんな形の中で年配のほうでいろんな意見が、考え方が、今の時代に即応していくようなことをしっかりと取り組んでいかなければならないことがあると思いますけども、ここにもっとも書いてあることがそうでありますけども、一応この条例の文言の中に、参画推進条例のまず初めの文言の中に、女と男ということで、女（ひと）、男（ひ

と)ということがありますし、それから条例の3条の1番、2番に、「性別による差別的な取り扱い」という文言、それから2番の「性別で役割を分けるような」という文言、それから8条の中に、「性別を理由とした差別的な扱い」、それから11条の「性別等による格差が生じている」、そういった文言についての男女についてのいろんな議論のことですけど、このことは私が思うには、全て世の中、成り立ちがずっとあることについては陰と陽があったり、男女が全てが今の文言のようなことでなしに、男女の違いを認めるべきということはしっかりとこの中で、どこにどう定義されているのかということはわかりませんが、そういった議論はされたんですか。

○議長(渡辺友三君) 7番 森委員長。

○7番(森 喜人君) さまざまに議論はしましたけれども、そのことにつきましても、執行部のほうでお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長(渡辺友三君) 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長(三島哲也君) 今、男女という言葉がたくさん出ておって、女(ひと)と男(ひと)というようところがございまして、まず一番初めのこのところの2ページのところにつきましてはLGBT(性的少数者)について議論したかという委員会の中での質問でございましたので、そのことについて話題には上がったけど、特にこの条例の中にはうたわなかったということは、この中に記述しております。

その折にお配りしております、解説書に書いております、3ページの基本理念の中で、男女というのは性別の男、女という意味でなく、全ての人という意味が含まれているというふうに解説の中でうたっているということをもちまして、こういったところの中で包括されるのではないかとというようなところの回答をさせておるものでございますので、よろしくお願いします。

それから、各文言があって、男女のところでございますけど、特に積極的改善措置のところにつきましては、単なる男女の違いだけで、それを差別というのではないということで、その役割分担が違うことによって、その人の人権が侵害されるようなとか、差別があるような環境が阻害されるようなところについては規定しましょうというようなところで、積極的な改善措置をしましょうというようなところが、この中にうたわれております。

したがって、当然、基本的な考え方としましては、世間一般におきまして男女の役割分担というのは当然あって、その上でその役割分担がその人の自由な意思、社会参画等についての環境を阻害しているようなことがあれば、その場合については、そういったことは改めていきたいと思います。というような基本的な考えがあるというようなことを、この委員会の中で説明させていただきました。

ですので、当然男女の役割、家庭、それから社会、それから当然いろんな身体的な違いもありますので、そういったところに違いはあると、その認識した上でこういった取り組みもしていきたいと、こういう議論がなされたというふうに思っております。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 10番 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) 今説明がありました、先ほど言いましたように、男女、これははっきり言って、性別のことについてははっきりした違いがあるわけです。その中でしっかりと男女共同参画、あるいはこの条例も含めてそうですが、お互いにそういったことをしっかりと認めて、そして取り組んでいくことの大事さが私はあると思います。

そのことが、ともすると、この条例とか、いろんな文言でいいますと、例えばそのことが男性らしいとか女性らしいということについても、既にそういう今までの協議の中でも、過程にもありました。そういうこと自体も既に男女共同参画でないです。私は、それは違うと思います。

しっかりとそれは女性、男性の違いを認めて、そしてその中でこの社会として、みんなでいろいろなことに平等に取り組んでいく。そして役割を果たしていくということが一番大事でありますので、この果たして条例で本当に皆さんがそういうことを思われながら取り組んでいかれるのかということについては、やや疑問を持っております。

先ほど言いましたように、全て世の中は陰と陽、それから太陽、月、それからいろんなことがあります、我々人間にとっても男性、女性、これは体の違いもありますし、そのことは日常生活においても、その中でしっかりと役割を果たしていくことについては、お互い理解をしていくことが共同参画でないですか。

そんなことを思いますので、それがちょっとややこの条例でとりがたいということで、ぜひ何とかできればそういった文言がどこかにあれば、私もあれですが、そんなことを思いながら質問させていただきます。

○議長(渡辺友三君) 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長(三島哲也君) 条例本文自体では、なかなか今こういったところでうたっておりますけど、解説書がありますので、解説の中では今後説明していく折、男女には当然役割分担がありますし、個性による違いもありますし、身体的違いもあると。そういったことを認めた上で、この条例の男女の男女共同参画という考え方があるということ、こういった説明会の折とか解説の折には、そういったところをよく市民に誤解されないことで、話はこの説明の中では進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長(渡辺友三君) そのほか、よろしいですか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第4号 郡上市男女共同参画推進条例の制定についてに対する討論の通告はございませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) そうしましたら、起立をもって採決を行います。

委員長の報告のとおり決することに異議のない方は御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(渡辺友三君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可とすることに決定をいたします。

議案第5号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第6号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第7号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第9号 郡上市税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第12号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第13号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決
定をいたしました。

議案第14号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はあり
ませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決
定をいたしました。

議案第15号 郡上市簡易水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部
を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決
定をいたしました。

議案第16号 郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例の制定についてに対する討論の通告
はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決
定をいたしました。

議案第17号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第18号 郡上市白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第19号 郡上市明宝野外ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第20号 郡上市高鷲吼高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第21号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第22号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例につい

てに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第23号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第24号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第25号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第26号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第27号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第28号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第29号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第30号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第31号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。10時55分を予定、再開いたします。

(午前10時44分)

○議長(渡辺友三君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時54分)

◎議案第49号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程30、議案第49号 平成30年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の結果についての報告を求めます。

予算特別委員長、15番 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) 予算特別委員会報告書。

平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました、議案第49号 平成30年度郡上市一般会計予算につきまして、2月28日、3月2日、5日、7日に予算特別委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので報告いたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第49号 平成30年度郡上市一般会計予算について。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会予算特別委員会委員長 尾村忠雄。

よろしく申し上げます。

○議長(渡辺友三君) 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田でございます。予算特別委員会のときに本当は質問すべきだったんですが、抜けておりました、改めてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

この本予算の中で、6の1の4という観光施設費、観光施設整備事業の中、2億2,600万円ほどですが、この中にホテル積翠園の改修が含まれております。

その中で1つだけお尋ねしたいのは、ラッキーなのかアンラッキーなのかよくわかりませんが、大和町における新しいホテルの新設計画が、市のほうに情報が入って以後です。このホテルが建設されることによる影響は、どの程度勘案されたのかを聞きたいんです。

私がざっと試算をしましたら、この新設ホテルは90室、平均ツインの部屋と想定して180人の宿泊が可能であります。これに積翠園が60人前後が定員と、定員といいますか、許容数としますと240人が毎日宿泊できるわけです。これが365日ではないにしても、360日ぐらいと想定すると、年間約8万6,000人のキャパができるわけなんです。これは2年後には確実に郡上市内において宿泊数がふえるわけです。相手は非常にリサーチ力も強い、世界的なブランドのホテルでございます。そして、スタッフも最小で恐らく非常に効率的な経営をされることは間違いない。

さて、そういう状況でホテル積翠園の需給見通しはどう算定されたのか。これをはっきりさせていただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答え申し上げます。

一般質問でも触れておりますけども、今回できます大和のホテルにつきましては、全世界に約1億と言われておりますけども、いわゆる会員制の、そういった外国の方も多く含めた、そういった客層を一番のターゲットにしております。もちろん日本人の方にも訴求はしますけども、そういった外国の方がたくさんいらっしゃるだろうということでございますので、既存の郡上のホテル、民宿のターゲットとする客層とはかなり異なっているというふうに思っております。ですので、直接既存のところと取り合いといいますか、パイの奪い合い、そういうことにはならないであろうというのが我々の推測でございます。推測といいますか、予測でございます。

そして、積翠園はとにかく市立のホテルとしまして、内装含めてグレードアップをしまして、コンベンションの基幹ホテルとして十分に市のホテルとして、迎賓的な機能も含め、あるいはコンベンションの機能も含めて、郡上のいいところをしっかりと味わってもらおうと、そういうホテルでございまして、当然外人さんも意識しますけども、日本人も十分以上に意識をした、そういった改築を今回するというふうに、基本的なプランを最初から練っておりますので、おっしゃいましたように、昨年におきまして既にシミュレーションしまして、この改修によって利益の見通しというのは立っておりますけども、確かにそこにはその時点では大和のホテルの情報はなかったもので、そこ

は加味してはございませんけども、そういった形で全く性格も違いますし、ターゲットも違うということから、十分にすみ分けというのは可能であるというふうに思っておりますし、そういうふうにしていかなければいけないと、そういうふうに思っております。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 4番 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 世界的なブランドホテルと一地方のホテルとの客層の違い、ターゲットの違い、むしろ新たにあちらのほうかふえるのではないかと、私はそれは極めて楽観的な、希望的な見方であると思います。そのとおりにいけば大変ありがたいんですが、決して私は遺憾ではないかと。国内の観光客も相当数、私は向こうへ吸収されるのではないかと見ております。

とりあえず質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長(渡辺友三君) そのほか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

議案第49号 平成30年度郡上市一般会計予算についてに対する討論の通告がございますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 4番 野田でございます。平成30年度の郡上市の一般会計予算の全体について、さきに若干述べさせてもらって、また個々にもお話をさせていただきたいと思いますが、基本的にはこの予算案には反対の立場で討論を申し上げます。

歳入を見ますと、国からも県からも交付金とか、あるいは支出金などもなかなか思うようには任せない。減額が、全体としては減額の方と、歳入はですね。おまけに市独自の市税の収入、歳入につきましても、基本的には横ばい、あるいは若干の増減はありましても、大きくふえる見込みはないと。加えて、基金の繰り入れも市債も、どうしても縮小を余儀なくされている。そんなわけで総額も全体としては3.2%、9億円余の減額がこの予算案であります。

今年度はかなり背伸びした予算だったのではないかという気もしますが、いずれにしても、大きく減らなきゃならなかった。私は、これはこれで妥当な線だと思っております。

と同時に、当初の予算でいいますと、歳入が減ったところに対して、全体的に落ちついたといえますか、そういう妥当な予算になっているとは思いますが。また、かねてからお願いもしていただきました高校生の通学助成とか、あるいは就学援助の改善など、かなりの努力もしていただいているものと評価いたします。

しかし、かつ討論にも申し上げましたように、次の2つの点については反対をせざるを得ません。

1つは、観光立市郡上推進事業の中の課題型先進地の視察、いわゆるツェルマットの第2次の視察でございます。もう一つは、ただいま質疑しました観光施設の整備事業、ホテル積翠園及びその駐車場整備に係る事業でございます。この2つについては、私は市民の納得やら理解は大変得にくいのではないかと見ております。

そういう観点から若干の討論に入りたいと思います。

予算委員会のほうでもるる申し上げましたので、できるだけ簡潔にしたいと思いますが、ツェルマットの視察、私も質問しましたが、課題型といえども、その課題は一体何が課題なのかは明確にはなりません。どちらかという、今からその課題を考えると失礼かもしれません。私はそう見えてしまいます。後づけしなければならぬような課題の視察は必要ないものと思います。

もう一つ、山田桂一郎氏を5回にわたって招いて行う観光塾についてです。この中でもし新たな課題が見つければ、山田氏を通じてそれを解明することは十分にできるし、またそれができなければ、この観光塾の意味はないと思います。

3つ目です。合計で山田氏の招聘及び視察合わせて700万円ぐらいの税を使うわけですが、私は今年度、第1回目の今年度の視察については、特段の異議は申しませんでした。これは観光立市を進めていくについて、そういうところを参考にすることは、それなりの意義があると見ていたわけです。

ところが、第2回目につきましては、私もそうですが、市民の方も、「えっ、また呼ぶの」、必ずこういう声が出ると思います。しかも、その説得はなかなか難しいのではないかと。そういう観点からすれば、市民は理解や納得はされがたいと思います。これが第1点目です。

2つ目ですが、ホテル積翠園です。先ほど申しましたように、本当に降って湧いたようなホテルの建設が、本当にどういうふうこれが向かっていくのか、定かではないところですが、そういう中で、そもそも地方公共団体がやる事業ではないと、何回も申し上げております。もし、そういう新たな宿泊やコンベンションの機能が必要ならば、民間が必ず出てくると。それが民間の力なんです。現にそれがあらわれたではありませんか。こういう中で、あえて苦境の中に我が市が入っていき、しかも、過剰な施設をさらに抱えて、重たいのを抱えていくということは、私は愚かなことだと思います。

そういう意味で、細かいことは申しませんが、撤退するのは今がラストチャンス、重ねて言いますが、今がラストでございます。どうか決断をしていただきたい。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） それでは、賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 17番 清水でございます。私は私見ではございますけれども、平成30年度の予算につきましては、賛成の立場で議論をさせていただきたいというふうに思います。

まず、今ほどの野田委員からのツェルマットと積翠園のことにつきましては、少し後ほど述べさせていただきますが、まず予算の、自分が今回の予算を見たときに一番感じたことは、まずこの予算が郡上市で今年度も組めたということに対して、大きく自分は評価するものであります。

大体類似団体といいますか、人口5万人規模ぐらいの財政力、人口規模の自治体を見ますと、本当に200億円いけばいいかなというような感じを自分は持つておるわけですが、そうした中で今年度も281億7,700万円と、この予算を計上していただいております。

たまたま自分、平成15年の合併のときの資料を持っておりまして、それを見たときに、そんな数字じゃったかなということ、びっくりしましたが、平成15年の合併の前の前年の年には、郡上市中の旧7カ町村の予算の一般会計の総額は405億7,000万円でございます。それで、平成16年の合併の年の予算が351億9,900万円ということで、このまま組んでいくと平成18年度には既に240万円しか組めないよというような、そういう予算を当時のシミュレーションで10年間の計画が立てられておりました。

それはなぜかといいますと、地方交付税が大きく減少していく時代を迎えるということと、含めて人件費も当時は50億円を超えておりましたので、そういったものも含めたり、あるいは旧町村時代の公債費を償還していかにならぬと。そういうようなものも60億円近くございましたので、そういったことから、どうしても当時基金が27億円ぐらい、合併したときには持ち寄ったのがあったと思いますが、それが3年ぐらいで投資、入れていかないと、3年、4年目からは普通建設事業がほとんど組めない。借金というか、公債も市債もおろせない、こういう状況の資料見てみました。

そのときの10年後の推計では、地方交付税が10年後の平成25年には107億円になるというふうな試算が出ておりましたが、これを今の予算で見ますと、平成37年に107億円ということですから、10年間の分が延命措置ではないですけども、本当にそういう意味では市長を初め幹部の皆さん、あるいは市議会もそうですが、一緒になって行財政改革と職員の人件費の定員削減ですか、そういったこととか、経常経費の削減であるとか、いろんなこと、あるいは起債の繰り上げ償還であるとか、低金利に見直すとか、いろんな政策を打っていただく中で、国の制度もまた合併という10年間の特例措置があり、それもさらに5年また延長されたというふうなこともあって、あるいはその中で、こないだの一般質問のときに申し上げましたが、普通建設事業を1,000億円抱えた郡上市がスタートしたときに、既にスタートした時点で、これはいけないなということ、そのときにみんなが共通の認識の中で持ったことを思い出したときに、こないだの市長答弁の中で普通建設事業は900億

円を、この15年間で1,000億円近くを実施しようとしておるといふふうなお話を聞いたときに、こんなに仕事も、この財政改革のもとで、行財政改革のもとで、そこまでできたのかなということと、それから財政調整基金も当初予算の資金手当ということでは充当していただいておりますけども、決算になれば、それはまた剰余金という形で繰越財源になっていくというような、そういう財政を繰り返す中で、しかも公債費が本当に15%というのが1つの目標で当時ありましたけども、そういったものもこの今後の計画を見ても、平成30年度で13.3、あと14.5というもの、平成33年ごろにあります、本当に15%内を何とかクリアできれば、まだ普通建設事業も充当できるという部分もあるというところがございます。

そういったことを考えたときに、本当にこの15年間の取り組みの中で、今10年前には想像もしなかった予算財源の中で苦慮しながら、それでも政策をそれぞれの年に抱えながら、そして去年からはいよいよ郡上市の市民の皆さんが目標とする観光立市郡上というものを旗印にして、観光産業ともならず、福祉も含めて、あるいは農業も含めて、全ての市民の方がこの事業に夢を持って、今一生懸命注目をしてくれております。

そこで、市民の皆さんが私たちに何ができるんだろうということ、どんどんこれから進めていかなければならないときでございますので、今回観光立市、事実上の2年目の年を迎えまして、新しい事業も、こないだも申しましたように48本、12億円という予算も新規に見ながら、この財政難の中ではありますけども、選択肢を持ちながら、観光立市実現に向けて、今スタートしたところでございます。今、観光立市を進めて、予算をやっていくのは、本当に今でしょうという言葉、力を込めて言いたいと思っております。

そういう意味では、公債費の残高につきましても、たまたま当時の資料を見てみましたら、起債残高が平成18年度で527億円というふうに記載しております。これ多分特別会計を含めると、当時1,000億円近かったというふうに起債残を思いますが、それも現在30年度末で341億円からいいますと、186億円を市債から減じたというふうな成果があらわれていると思いますし、さらに340億円の内訳は、先般も言いましたように、交付税の算定に基づいて、翌年度から元利ともに交付税の中で措置されてくるというものを含めると、341億円ありますけども、本当に一般財源として出てくるのは70億円ぐらいではないかなという試算ができます。そういったときに年、今288億円、281億7,700万円という数字に対して341億円という残は、また1年分を超えるような金額ではありますけれども、中身を見たら一般財源の充当は70億円でいけるのではないかなというふうなことでございます。

そういった面を含めると、本当にこれまでに来れた財政健全化、身の丈に合った予算と言いながらも、まだまだ身の丈以上の郡上市民が享受できる予算を編成されたということについては、本当に敬意を表したいと思っておりますし、御努力に感謝を申し上げたいと思っております。

そういうことを踏まえまして、今回の281億7,700万円というものは、本当によくぞこの予算を立てていただいたなというのは、私の直感、主観でございますけども、直感として感謝を申し上げるところであります。

さらに、郡上は観光立市というのを今目指しております。市民のみんなが参画して、市民のみんなが責任を持って、郡上を守っていきこう、未来につないでいきこうという思いのあらわれでございます。

先ほどツェルマットと積翠園のお話が野田議員のほうからございました。ツェルマットも報告会のときに、私も参加させていただいておりましたが、若い方から、私たちも行ってみたい、そういう声がありました。また今年も行くんかという議論もあろうかと思えますけども、課題を与えていくというのも1つはあると思えますが、その人の目線で、その人の感じるツェルマットを新しい見方で、これを見てきなさい、あれを見てきなさいという課題もあると思えますが、その行った人が自分の立場で、サービス業であったり旅館業であったり運輸業であったり一般の人であったり、その中であのツェルマットの視察をすれば、必ずそこに違う力が、エネルギーが出てくると思えます。

私の旧明宝村でも観光立村を40年前に立ち上げて、スキー場開発をやろうということでは提案をしたときに、まずは見てこないか、全国のスキー場、あらゆるスキー場、何回も行ったスキー場もでございます。そして、その秘訣は何だろうということ、なかなか1遍ぐらい行ったぐらいでは、なかなか感じるものはできません。また情報も全部頭から出しません。そういった場合には、やっぱり行って、いろんなことを追跡しながら調べてきて、よし、これならうちでやっても行けるんだということ自信を持ったこと、今思い出しております。

そういうことで、ぜひともツェルマットについても第2弾、第3弾を送り込んで、ツェルマットに、あの歴史に負けない、郡上のまた自然の豊かさとか、人間のよさとか、おもてなしとか、そういったものを生かせる方法を若い人とともに、我々も含めて一緒に郡上市の観光立市を目指すためには、ぜひとも必要な事業であると思えますので、積極的に私は展開していただきたいというふうに思います。

それから、積翠園につきましても、新しいホテル進出の、企業進出の話もございましたけども、これもこれから郡上観光立市を目指すのであれば、キャパシティーが寂しい状態じゃいけないと思います。今の旅館街とか宿泊業とかサービス業をやっている人たちだけの観光立市ではないわけですので、もっと広げていく、そしてキャパシティーも大きくしていかないと、この宿泊というのは郡上ではなかなかできないと思えますし、けさも豪華客船の、きのうでしたか、テレビを見ていましたら、本当に富裕層の方がグレードの高いところで観光したりレジャーをしたりということを楽しんでいるということを見ました。

そういったときに、郡上市に来たらいろんなグレード性のある、そういうサービスも受けれると。

あるいは民宿旅館のように、本当に古風なサービスを受けれるやつもあるというところでは、さまざまなバリエーションに富んだ受け皿というものは、郡上市は構築をしていく必要があるというふうに思いますので、それをすぐ民間の方をお願いするという事は、なかなか今の状況では厳しいと思います。

まずは行政である積翠園が見本となって、こういう展開をすれば、こういうことが描けるなということを、1つは皆が目で見えていくためには、ここで郡上市は立ち上がって、みずから観光立市宣言をしたんですから、それにぶれないように、しっかりと基盤の整備も自治体で、市としてできるところはしっかり取り組んでいただく。そして、それをモデルとして、また民の力も、また大いに發揮してもらって、いずれ郡上市が観光立市としての旗にみんながたどり着けるように、ぜひともこの予算は進めていただきたいと思います。

高校の2校の存続も含めて、通学費の対策であるとか、福祉の医療であるとか、そういったことも含めて、市民の幸せを目指した平成30年度の予算、281億7,700万円、ぜひともこれを実行に移していただきたい。そんな思いから賛成の討論とさせていただきます。議員諸氏のどうか御同意をいただきながら、成立に向けてよろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（渡辺友三君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成多数であります。賛成多数と認め、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第50号から議案第70号までについて（委員会報告・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程31、議案第50号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから日程51、議案第70号 平成30年度郡上市病院事業会計予算についてまでの21議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました21議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず最初に、総務常任委員長、7番 森喜人君。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算10議案につきまして、平成30年3月12日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第54号 平成30年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

理事兼総務部長及び財務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、徹夜おどりの前後を含む盆の期間は、駐車場の混雑によりバイパスが渋滞するので改善ができないかとの質問があり、昨年のように11日から休日になると徹夜おどり以前から混雑が始まるため、それも含めて対応を考えていきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第57号 平成30年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第61号 平成30年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第62号 平成30年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第63号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第64号 平成30年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第65号 平成30年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第66号 平成30年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第67号 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第68号 平成30年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） それでは、産業建設常任委員会からの報告をいたします。

平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算5議案につきまして、平成30年3月8日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第51号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び事業予定箇所について説明を受けました。

審査の中で、委員から、マンホールぶたは雨天時に滑りやすいのではないかと危惧している。ひるがのマンホールぶた更新とあるが、滑りにくい構造や規格等はあるのかとの質問があり、日本下水道協会が必要とされる滑り摩擦係数の基準を示しており、細かくデザインを入れることで工夫しているが、協会の出す指針であるため法的に制限されるものではない。また、今回の更新にあわせ、ひるがの地区は耐雪型対応マンホールぶたへの更新を計画しているとの説明がありました。

個別排水建設事業の浄化槽設置は下水道に接続できない地区で行うのかとの質問があり、下水道に接続できない地区ではなく、旧町村時に定めた下水道計画で集合処理区域外とされる地区において浄化槽整備をしているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成30年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

建設部長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び販売予定区画等について説明を受けました。

審査の中で、委員から、販売区画の完売後も維持管理費は必要なのかとの質問があり、分譲地であるニュータウンみなみ「円山の里」では調整池も管理している。隣接地には市営住宅もあり、周

辺市道や街路灯も市が管理しているとの説明がありました。

未売却区画を販売するためには草刈りなど適正な管理が必要であるとの意見があり、また、工務店等地元企業と連携し建て売り販売することも有効な手段ではないか、完売に向けていろいろと知恵を絞られたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第59号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について。

商工観光部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、発電施設の運用に当たり、制限等はあるのか。また、地元へ何らかの利益はあるのかとの質問があり、発電施設の整備は国県補助金を活用していることから、電力の売却益は水路、農道等土地改良施設、農業集落排水施設等の維持管理費へ充当するよう制限されており、防犯灯や集会所の電気料金に直接充てることはできないが、地元の水路管理団体に発電施設の管理団体として委託料を支払うことができる。自治会等水路管理団体に入った委託料については、用途は制限されないとの説明がありました。

既に運用されている石徹白番場清流発電所と今回追加された阿多岐清流発電所の売電益の運用に違いはあるのかとの質問があり、石徹白番場清流発電所は整備費に国費が活用されていないことから、通常の運用方法に加え、営農に必要な施設の電気代等の地域振興費に充てることのできるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第60号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計予算について。

商工観光部長から、歳入歳出予算の総額と内訳、大島工業団地の土地利用計画について説明を受けました。

審査の中で、委員から、営業補償費として計上する250万円の対象は何件なのか。また、その他補償ではどういったものを対象としているのかとの質問があり、会社の事務所1件を営業補償の対象としており、また、事業地に保管されている庭石や庭木の移転費用をその他補償として計上しているとの説明がありました。

2件の建築会社付近の既設道路はどうなるのかとの質問があり、既設道路には上下水道が整備されているので既存のまま残し、現道よりも急勾配となる新設道路への接続を中央部とすることで安全を確保しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第69号 平成30年度郡上市水道事業会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出の総額と内訳及び事業予定箇所について説明を受けました。

審査の中で、委員から、新水道ビジョン策定委託について質問があり、人口減少や施設の老朽化が課題となる中、安全・持続・強靱な水道施設を維持するために新水道ビジョンを策定するよう厚生労働省から通達されている。これに基づき、管路の耐震化や施設の更新等が計画されるとの説明がありました。

管路の更新はどの時期から必要となるのかとの質問があり、施設の統合にあわせ一部を更新しているが、古い管路は40年を経過しており、更新を要する時期に来ている。病院など生活の基幹施設までの重要路線を優先的に更新しても現在の収益状況では数十年はかかるだろうと見積もっており、今後は水道料金の見直しも含めて検討をする必要があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、文教民生常任委員長、6番 田中康久君。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算6議案につきまして、平成30年3月9日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第50号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、国保税はもう少し減額できないのかとの質問があり、今までも郡上市の限られた税収の中で法定外繰り入れを行い、できるだけ負担増としない運営に心がけてきたつもりであるが、31年度以降は状況を見ながら、子育て世帯など、もっと手当てをすべき世帯に対し考慮することができないか研究していきたいとの説明がありました。

医療費について、30年度県が試算をした医療給付費以上に何かの病によって金額がふえた場合、県がその年は交付してくれるが、ふえた分は31年度の給付金に反映されるため、基金で対応するのか、または保険税を見直すことになるのかとの質問があり、基本的な対応としてはそのとおりであるが、医療給付費のふえた分がそのまま翌年度の納付金がふえるというわけではなく、県全体で調整されるとの説明がありました。

県単位化は、小さな自治体の医療費の負担が大きくなるため、国が医療費の抑制や経営の安定のために行うものであるのかとの質問があり、県単位化は保険者の安定を図るのが目的である。国から県に移行し、前期高齢者の人数や医療費の動向も加味されて配慮されているとの説明がありまし

た。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第52号 平成30年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、介護保険のサービスを利用している人数について質問があり、12月末現在で介護保険の要介護認定を受けている人は2,592人おり、そのうちサービスの利用者は2,052人で、利用率は約8割であるとの説明がありました。

地域支援事業費で介護予防・生活支援サービス事業費が増額となっている理由について質問があり、これまで予防給付であった要支援者に対する通所介護と訪問介護が、日常生活支援総合事業に移行したためであるとの説明がありました。

介護サービス等諸費について、福祉用具の購入や住宅の改修がそれぞれ180件と144件とあるが、希望者は全員利用できるのかとの質問があり、要介護認定を受けている人は利用できるが、それぞれ利用できる限度額が決まっているとの説明がありました。

在宅医療・介護連携推進事業を医師会へ委託することについて質問があり、この事業は平成26年度から県の事業を医師会が受託する形で行われてきたもので、30年度からは市で予算化して進めることになっている。この事業は、医師会の協力が不可欠であり、常に医師会と連携しながら進めているとの説明がありました。

生活支援体制整備事業の内容について質問があり、この事業は日常生活支援総合事業を進めるために、生活支援の担い手や体制づくりを行う事業であり、社会福祉協議会に委託して実施しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第53号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

郡上偕楽園長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第56号 平成30年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育次長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第58号 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第70号 平成30年度郡上市病院事業会計予算について。

郡上市市民病院事務局長及び国保白鳥病院事務局長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、看護師の人員確保の見通しについて質問があり、白鳥病院については3人減であるが、日日雇用の看護師で対応しようと考えている。市民病院についてはことし5人が定年で退職する。再任用制度があるので退職予定者に働いていただこうと考えているとの説明がありました。

市民病院で増築した化学療法室の利用状況や利用する患者の評判はどうかとの質問があり、利用のない日もあるが、1日平均3人程度で推移している。以前と比べると療養環境はよく、患者からの不満は聞いていないとの説明がありました。

産科医療機関確保事業とはどのような事業なのかとの質問があり、市民病院が地域における唯一の産科医療機関ということに対して、産科医の確保のため国から3分の2の人件費の補助を受けているものであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。それでは、報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第50号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第51号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありません

るので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第52号 平成30年度郡上市介護保険特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第53号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第54号 平成30年度郡上市駐車場事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第55号 平成30年度郡上市宅地開発特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第56号 平成30年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第57号 平成30年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第58号 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算についてに対する討論の通告がありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第59号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第60号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第61号 平成30年度郡上市大和財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第62号 平成30年度郡上市白鳥財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第63号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第64号 平成30年度郡上市石徹白財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可とすることに決

定をいたしました。

議案第65号 平成30年度郡上市高鷲財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第66号 平成30年度郡上市下川財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第67号 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。議案第67号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第68号 平成30年度郡上市和良財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第69号 平成30年度郡上市水道事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第70号 平成30年度郡上市病院事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、これより暫時休憩といたします。昼食のため休憩といたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時53分)

○議長(渡辺友三君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

◎議案第71号及び議案第72号について(委員長報告・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程52、議案第71号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定についてと日程53、議案第72号 やまと総合センターの指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案については、所管の常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) それでは、産業建設常任委員会からの報告をさせていただきます。指定管理議案でございます。

平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定議案につきまして、平成30年3月8日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第71号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長及び和良振興事務所長から、施設名称、指定する団体、指定期間及びこれまでの経緯や管理業務の実施状況等について説明を受けました。

本施設については、当委員会においても事前に現地視察を行っており、審査の中で、委員から、雇用状況に対する質問があり、指定する団体の従業員は9名であるとの説明がありました。

地域との連携はどのようになっているかとの質問があり、指定する団体は、施設の近隣地にある休耕田を解消して新たな作物を作付したい意向があり、現在、和良振興事務所が仲介しながら地元との前向きな協議が行われているとの説明がありました。

民間活力を生かすため譲渡に向けた取り組みについての意見があり、相手方の意向も踏まえながら、引き続き検討していきたいとの説明がありました。

また、指定する団体は先駆的な取り組みが行われている事例もあり、今後、地域との連携を強化され和良地域の農林産業の活性化につながることを期待するとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市産業建設常任委員会委員長 山川直保。

お願いします。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、文教民生常任委員長、6番 田中康久君。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定1議案につきまして、平成30年3月9日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第72号 やまと総合センターの指定管理者の指定について。

教育次長から、指定する団体、指定の期間及び指定管理料の算定について説明を受けました。

審査の中で、委員から、指定管理料は指定管理者の意思を反映した料金となっているのかとの質問があり、この金額は指定管理者と査定をして積算したものである。賃金分を計上されるよう要望が出ているが、今回は変更していない。しかし、全体で増額したことで御理解いただいている。新しくトレーニング機械クロストレーナーを導入したので、利用率も収益も上がると考えられる。今後も市として、大規模修繕などの支援は続けていきたいと考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第71号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第72号 やまと総合センターの指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第74号について（委員会報告・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程54、議案第74号 財産の無償譲渡について（高鷲板橋集会所及び敷地）を議題といたします。

総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員長、森喜人君。

○7番（森 喜人君） 平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の無償譲渡1議案につきまして、平成30年3月12日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第74号 財産の無償譲渡について（高鷲板橋集会所及び敷地）。

議案第8号の郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてと関連

があるため、あわせて説明を受け、一括して質疑を行いました。

総務課長から、高鷲板橋集会所をひるがの自治会へ無償譲渡するものであるが、敷地も市有地であり、同自治会は認可地縁団体であることから、公の施設の見直し方針に基づき、あわせて無償譲渡をするものであるとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、採決を行います。

議案第74号 財産の無償譲渡について（高鷲板橋集会所及び敷地）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第75号及び議案第76号について（委員長報告・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程55、議案第75号 市道路線の廃止についてと日程56、議案第76号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、5番。

○5番（山川直保君） それでは、産業建設常任委員会から市道認定関係議案に対します報告をいたします。

平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました市道の廃止及び認定の2議案につきまして、平成30年3月8日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第75号 市道路線の廃止について。

建設部長から、生屋区内1号線については、道路改良により起点が変更となるため、路線を一旦廃止し再度認定するもの、小那比東部区内2号線については、道路整備に伴い不要となる路線を廃止するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第76号 市道路線の認定について。

建設部長から、生屋区内1号線について、道路改良により起点が変更となるため、一旦廃止された路線を再度認定するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、採決を行います。

議案第75号 市道路線の廃止についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第76号 市道路線の認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎請願第1号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程57、請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

ただいま議題といたしました請願第1号については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について報告をいただきます。

総務常任委員長、7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 平成30年2月26日開会の平成30年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1議案につきまして、平成30年3月12日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願について。

紹介議員から、核抑止力の考えについては、第一次世界大戦後に行われたワシントン海軍軍縮条約で、第二次世界大戦を防ぐことができなかつたように、危うい均衡はどこかで崩れていく。核不拡散条約は、核を持っている国が持っていない国に対して、持つなと一方的に言っているため、完全に破断している。だから核兵器を一斉になくすという核兵器禁止条約が必要である。日本は賢人会議をつくったが、第1回目の会議では、方向性が見えずに終わっている。間もなく第2回目が行われるようだが、見通しはないと思うとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、3カ月前にも同様の審査をして、核廃絶の意見書を提出した。まだそのときと考えは変わっていないとの意見がありました。

北朝鮮とアメリカが会談をするということになっているようである。今までにない画期的なことである。第2回目の賢人会議もどのように発展していくかわからない。前回の審査と同様に、まずは政府の動向を見守りたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で、本件を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成30年3月22日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） それでは、報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田でございます。ただいまの総務常任委員会の報告の請願第1号につきまして、総務常任委員会の報告は不採択ということでありました。全会一致でございましたが、紹介議員としまして、ぜひとも採択をしていただきたいという観点から討論申し上げます。

この前の総務常任委員会では、6名の委員の方々、それぞれ異口同音に3カ月前に、昨年の12月でしたけども、同様同趣旨の請願を審査したと。その結果、不採択にしたんだと。まだ3カ月しかたっていないということですね。加えて、そこでは議員提案の別の意見書の採択もございました。こういう中で、なぜ3カ月後に出不されてきたのか。これは幾らなんでも無理があるのではないかと。というような、そういう御意見が多かったわけです。

私、申し上げたいんですが、確かに6名の委員の方が議論を重ねながら、そういう結論を下されたことは大変大きいとは思いますが。しかし、そういう事情を私のほうから説明したにもかかわらず、それでもいいからこの議会に意見書を出していただきたいと。これが市民の大変強い願いであり、要望なんです。近々のことではありますけども、それほど、さようにも平和や非核・反核についての願いが強いということを再度確認していただきたいと思うわけです。

確かに3カ月間で大きな情勢の変化はありません。変わったといえば、米朝が首脳会談を行うと。今まで圧力一辺倒と言ってきたアメリカが、そしてそれを後ろからうちわであおってきた日本政府が、日本政府はまだ変わっていませんけど、アメリカはこの情勢の変化を生んでいるわけです。

そういうことは一方でありますし、また国内でいいますと、私の調べた範囲では、全国で113自治体が核禁条約の意見書を出しているわけです。113であります。我が岐阜県からは4つの自治体が、近くの関市と多治見市と高山市、そして池田町であります。これも今後、各地域でこういう運動が盛り上がる中で、私はふえていくものと思います。

こういう意味で、たった3カ月ですが、またもう一回審査をお願いしたいというわけで、引き受けたわけでありまして。

2つ目の問題点としまして、この前、3名の方の議員提案で出されました同趣旨の核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書というのがございました。私は一部、修正を要求したのですが、原案のとおり可決されたんですけども、その内容を改めて私、拝見しました。4つにまとめることができると思います。

まず1つは、核廃絶は人類の願いであると冒頭にうたっております。2つ目は、核拡散防止条約はもう限界であると述べています。3つ目は、核保有、非保有国間の対立があると、溝がある。4つ目は、日本はその溝を埋めて、核廃絶のリーダーシップをとるべきであるという、この4つでございます。

どれをとってみても、核禁条約と矛盾はしません。要するに核禁条約をここで拒否する理由はどこにもないんです。これをよく考えていただきたい。

むしろ先ほど申しました3つ目、核保有国と非保有国の対立がある、この文言は文章の雰囲気としては、核禁条約が国連で成立したがゆえに対立が深まったかのような表現がありますが、これは違います。保有国と非保有国は、その前の段階から、いわゆる拡散防止条約の段階から、どうにもならない溝をつくっているんです。この溝というのは埋めようがない溝です。非保有国の中からは保有に動く国、保有している国は決して手放さない。この構造は変わらないまま、ずっと続いてきている。それが対立の溝なんです。

この溝を埋めるのは何か。繰り返しますが、これは核禁条約しかないんであります。核禁条約は御承知のように、全ての国の核の開発や保有や使用を禁止しています。特定の国だけ認めて、特定の国は認めないということはありません。これしかないじゃありませんか、溝を埋める方法は。

私は、核禁条約こそ核拡散防止条約を乗り越える方法であると。行き詰まっている核拡散防止条約に賢人会議が何を提案するのでしょうか。することありませんよ、これは。そういう意味を込めて、ぜひともこれは3カ月前の後のことですが、もう一度、再考をお願いしたい。

そして最後に、私たちはともすると日米安全保障条約が頭の中にちらつきます。日本とアメリカは軍事同盟の関係にあります。これはいろんな御意見があると思いますが、いずれにしても、日本には大きな矛盾をもたらしていることは皆さん、御承知のとおりだと思います。

しかし、当面、これは即なくすわけにいかんとしてでも、私は矛盾するものではないと思います。一方で、軍事同盟結びながら、アメリカの核の傘に入っているながら、核をなくせ、これは矛盾するのではないかと思われがちですが、そうではない。

私は、日本という国は、そういう意味では特殊性のある国だと思っています。どういう特殊性か。御存じのように、ただ1つの被爆国だからです。このただ1つというのは、核というのがいかに悲惨で非人道的であるかということ、身をもって告発できる、ただ1つの国なんですよ。

ほかの国は、それを身をもって体験していませんから、日本の惨状を見て、核反対、核廃絶を言うしかないんです。それでも、世界122の国々は、これに賛同してきたんですよ。すばらしいではありませんか。

その責任と資格を持っている日本が、なぜこんな状態にいるのか。私は、核廃絶の問題は、日米の2国間の軍事同盟を凌駕すると思っています。それを超えた存在であると、この核禁条約ですね。

日本がアメリカの友好国であるというならば、アメリカが、またトランプ大統領があんな挑発的なことを言いながら、ひょっとしたらボタンでも押すのではないかと、そんなおそれを国民に与えるようなことを言いながら挑発する。それをいさめるべき立場じゃないですか。トランプよ、そんなことは言うなど。核も可能ならば廃絶の方向へと導く、それが日本の立場じゃないでしょうか。私は、それが本当の友好国だと思います。

また、世界の中で日本ができる唯一とは言いませんが、大変大きな役割を背負っている国でもあ

と思います。2つの国の、2国間、日米の軍事同盟におけるところの核依存にしがみつくなのか。または日米の2つの国を超えた、グローバルな非核平和の構想を追い求めるのか、追求するのか。どちらが大事なのか、よくお考えをいただきたいと思います。議員諸氏の御賛同をどうかよろしくお願いします。

以上です。

○議長（渡辺友三君） ほかに。ただいまは、請願の不採択に対する反対の立場での討論でありましたが、ほかの討論はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） 18番 美谷添です。ただいま議題になっております請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願については、昨年12月の定例会に提出され、慎重審議の結果、不採択となった案件とほとんど同様の内容であり、しかも紹介議員も同じ議員であります。ただいまるる御意見がありました。その意見もほとんどそのときに聞いた意見であります。3カ月もたたないうちに本議会に再度提出をされるというようなことは、いささか奇異な感じが私はしておりました。それでも、委員各位は、それぞれの見解を論じておられました。

私は、現時点で日本政府の対応は妥当であるというふうに感じております。委員長の報告のとおり、不採択とすることに賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

以上。

○議長（渡辺友三君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は原案を不採択とするものでありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成少数と認めます。よって、請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

◎議報告第4号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程58、議報告第4号 広報広聴特別委員会の中間報告について。

中間報告を別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎議報告第5号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程59、議報告第5号 空き家・移住対策特別委員会の報告について。

報告書を別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

ここで、日程を追加したいと思います。

議案第77号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてと議案第78号 平成29年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認め、日程に追加いたします。日程追加につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

◎議案第77号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程60、議案第77号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、追加議案、よろしく願いをいたします。

初めに、議案第77号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成30年3月22日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページのところをお願いいたします。

表題部は割愛いたしますが、平成29年度郡上市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億5,304万6,000円とするものでございます。

おめくりいただきまして、3ページ以下に事項別明細がございますが、4ページ、歳入をごらんください。

款18、繰入金、項2、基金繰入金でございます。歳入につきましては、財政調整基金の繰入金をもちまして3億5,000万円をここに充当するものでございます。

歳出、5ページですけれども、土木費、道路橋梁費の除雪対策費でございます。今般の3億5,000万円は、全てが除雪対策費に充てるものでございます。それぞれ需用費、委託料、負担金と

いうことで金額を計上させていただいております。

ちょうど今回の議会の第1号議案におきまして、1月31日の専決で除雪対策費につきましては4億5,460万円追加で補正をさせていただいたのが、1月31日専決で、今般の議会の初日に御承認をいただいたものでございます。その合計金額が歳出の補正前の額7億2,116万7,000円でございます。今回の3億5,000万円の補正によりまして、除雪対策費は合計で10億7,116万7,000円になると、こういうことでございます。

それから、歳入につきましてでありますけれども、現在、地方交付税の特別交付税の確定ということが、まだこちらとしても把握し切れていない段階ではございますが、それぞれ大雪でありますとか、その他必要な算定見込み額につきましては、逐一報告をし、お願いをしておるところでございますので、ただいまの見込みとしましては、3億5,000万円のうち一定額につきましては、特別交付税の追加を見込んでおります。

したがって、基金の取り崩しにつきましては、十分そういうものを把握する中で実質的な取り崩しの金額は、これよりは減らしていこうと、こういう考えでおりますので、この辺につきましては、今後の最終の専決等によりまして、また御報告をさせてもらう部分があると思っておりますけど、その辺につきましてはお含みをいただきたいというふうに思います。

事業概要説明一覧表もつけておりますが、ただいま申し上げた歳出の内容と同じでございますので、必要に応じて建設部長から配付をしております道路除雪経費に係る補正予算資料、追って説明をしていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、ただいまの補正の内容につきまして補足の説明をさせていただきます。

お手元にお配りさせていただいております事業概要説明一覧表の表紙をおめくりいただきまして、3ページのところをごらんいただきたいと思っております。

こちらのこの表がございまして、下の段に歳出の部分がございまして、道路除雪経費としまして補正前が7億2,116万7,000円、補正額が3億5,000万円ということで、補正後は10億7,116万7,000円でございます。

補正の理由でございますけれども、1月、先ほども理事のほうから御説明させていただきました、1月31日付での専決で、本議会の初日に御承認いただきましたけれども、それ以降、2月の降雪が当然専決のときの見込みから大幅に大きくなりました。それが主な原因ではございますけれども、除雪委託費、それに伴いまして除雪委託費及び消耗品、これは凍結防止剤でございます。こちらのほうも低温の日が例年よりもかなり多かったということもございまして、凍結防止剤が増となった

ということでございます。

あとは負担金というふうにございますけども、こちらは県のほうへお支払いする負担金でございます。県道の除雪のルートの中で効率よく除雪をしていただくために、市道も一部除雪をしていただいていると。そういったこともございますので、そうした負担金のほうでございます。

委託料が増額の分として3億2,780万円、消耗品は333万円、修繕、これ修繕料ですが、こちら市の市有でおります除雪機が全部で47台ございます。そうした除雪機の修繕を当然、例年見ておりますが、今年度、除雪も多いというようなことで、ドーザなんかで除雪道路排出しますと、当然排土板の下のほうがすれていきます。そうした部分のエッジの交換がございます。そうした修繕が当初見込みからかなりふえてきたというようなことで、修繕料の増額も起きております。

それから、負担金1,637万円ですが、こちら先ほど申し上げたような、県による市道の除雪に係る負担金という形でございます。

それから、もう一枚、事業概要とは別で、もう一枚、A4の一枚物を資料としてお配りさせていただいております。平成29年度道路除雪経費に係る平成30年3月補正予算資料ということでございます。

上の13節委託料ですが、これが一番大きな除雪の支払いをする委託料でございます。こちらの2月の見込みの部分ですが、2月見込みの欄が4億65万3,937円ということで、これ1月の専決のときの見込みでは、1月の専決のときは5年間の平均、ここ5年間の平均という形で積算をしておりました。それで、ここの部分の2月の見込みは、専決の補正のときは8,600万円を見込んでおったところなんです。ところが、2月の大雪というようなこともございまして、4億円という形になったという状況でございます。

それで2月というのは、昨年、平成28年度と比較しますと、2月の降雪量が、昨年度は139センチ、2月、それがことしは265センチということで、10センチ以上の降雪が8回、昨年度の場合は3回しかございませんでした。8回ある中でも2月4日から7日までの4日間で、毎日35センチから、35センチ、22センチ、26センチというような、結構な降雪がございました。

それと、あとその次に来ました2月11、12、13の3日間ですけども、こちらは特に12日については1日で60センチ近くの降雪があったというようなことで、かなり出動の回数もふえましたし、それとあわせて当然路肩に除雪をした雪が積み上げられますが、そうした雪の状況も改善するような作業も出てきたというようなことで、どうしても除雪の委託費用が増加したという状況でございます。

あとその次の需用費ですが、消耗品としまして、これも2月の予定ということで、ここに475万円、これは凍結防止剤ですが、こちらのほうも当初専決で御承認いただいたときの見込みでは170万円程度で見込みをしておりましたが、こちらあたりも増加したという状況でございまして、ト一

タルで3億5,000万円の増額補正ということをお願いするものでございます。

ちなみに、県の郡上土木事務所のほうも、そうした除雪の状況を確認しましたところ、平成26年ですけれども、除雪の委託費に関しては、郡上市は9億2,000万円ぐらいでした。それが郡上土木は7億4,000万円というふうな数字でございますが、2月の時点で郡上市も9億4,000万円という数字ですが、郡上土木も8億円を超えてきとるといような状況で、郡上市が伸びておるような形と比例しまして、郡上土木のほうも除雪の経費が大きく増加したといようなことも伺っておりますので、御承認よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 17番です。除雪費の補正につきましては、今期の状況を考えれば至極当然ではないかというふうに思うものでありますが、今ほど理事のほうから特交の話がございましたが、玉虫色の答えだったもので、はっきりわからなかったんですが、実はきのうの新聞で、総務省が自治体に配る2017年度の3月分特交を7,014億円というふうに発表したということで、特にこの冬は全国の自治体とも除雪、大雪対策の費用が多くなったということで、除雪費の分として過去最大の654億円というふうに書いてありました。

それで、特に特交の中身であった九州北部の豪雨とか災害復旧、あるいは熊本地震の対応費、あるいは東日本の震災の復興特別交付分等が縮小をしてきておるんで、その分がある程度、いろいろ配慮しながら除雪費のほうへ向けたようなふうに書いてありましたが、ひとまず積雪が多かった自治体に3月分の一部として、2月に219億円を交付しておるといことと、残る分については22日に配ると、こういうふうな新聞記事が出ておりましたので、大体およそ10億円の除雪対策費について、特交として見込める分は、理事のほうでつかんでみえるのではないかなというふうに思うんですけども、およその数字は御開示いただけませんか。よろしく願いします。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 実はきょうも本会議に出る前に財政課長、財務課長と情報の交換をしたわけでありましてけれども、けさ時点で県から通知は届いてないということで、本会議でお示しする数字としてはできないのではないかといいことで、今、先ほどそういう話をさせていただきました。

ただいまの清水議員御指摘のとおり状況の中で、ただし、我々としての情報収集、それから相前回は市長がおっしゃられたように、多くの要請をして活動してきておる中でございますので、見通しとしましては、先般、実は特別交付税として8億5,000万円まで、ここに入れてきてござい

まして、例年10億円前後の最終のいただいております額があるわけですが、それを積算のこちらの皮算用といいますか、いうことでいけば1億円を超えていく確保を今目指しております、そういうところへ向けての働きかけをさせていただいておりますということですので、おおむねその数値をもくろんでおるといいますか、そういうところの中で、先ほど申し上げたようなことで、いわば、今時点としましては、基金の取り崩しによる歳入の財源の充当ということでもありますけれども、先ほど申し上げたような形で、基金の取り崩しをどれだけでも減額させていくというふうなことができるのではないかと、こういうふうなお話をさせていただいたわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） そのほか質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第77号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号については原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第78号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程61、議案第78号 平成29年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

市民病院事務局長 古田年久君。

○郡上市市民病院事務局長（古田年久君） それでは失礼します。議案第78号をお願いします。

平成29年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月22

日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をごらんください。

平成29年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、平成29年度郡上市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

2条、資本的支出でございます。第1款、郡上市市民病院事業資本的支出でございます。第2項の企業債償還金、既決予定額が3億1,790万4,000円に7万2,000円を増額して3億1,797万6,000円。

それから資本的支出の合計としましては、下の計のところですが、市民病院、白鳥病院合わせまして6億8,292万4,000円に7万2,000円を追加しまして、6億8,299万6,000円をお願いするものでございます。

3月26日の償還元金に不足することが、不足が生じることが判明しましたので、大変申しわけございませんが、追加をして補正をさせていただきたいと思っております。

資料1をつけてございますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。別紙で資料1、A4の横でございます。平成29年度郡上市病院事業会計補正3号、資料をごらんください。

最初に予算科目ですが、償還の利息につきましては、収益的支出のほうの企業債利息で支払う予算立てとなっております。償還元金のほうなんです、こちらのほうは資本的支出の企業債の償還金で支払いをする予算立てとなっております。今回は元金ですので、資本的支出のほうの補正をお願いするものでございます。

上の表が当初予算の積算時のものでございます。これは平成28年度の新発債ですが、外来化学療法室と一般撮影の、これX線のシステムですが、FPDシステムに対する起債でございます。

償還方法につきましては、半年賦元利均等ということで、償還年限につきましては、外来のほうは10年です、X線のほうは5年ということで、その次の利率のところなんです、当初は0.5%という想定で予算立てをさせていただきました。その右側が平成29年度分に係る償還利息、償還元金の額をあらわしたものでございます。利率0.5%ということで、2つ合計しまして償還利息は43万798円、償還元金は1,324万1,946円というふうな形で予算立てをさせていただいておりました。

ところが、下の借入時②という表を見ていただきますと、利率のところを見てください。借入額は実際不用額、金額が若干60万円ほど下がっておりますが、入札差金による差額です。利率のところを見ていただきたいんですが、0.15%ということで、実際借り入れを行いました、0.15%の利率になったということで、これでもって元利均等方式の計算をしますと、償還利息は12万6,484円、それから償還元金は1,331万3,750円ということで、一番下の差額ですが、償還利息については、2つ合わせて30万4,314円の減額になりますが、償還元金については7万1,804円増額になるということでございまして、ここに予算額の不足が発生をしてしまったということでございます。

元利償還、均等償還の場合、利息が下がった場合に、最初のほうの元金を多くして、元金を多く

返して、あとの利息を少なくするというような形で計算をされますもんで、今回こういった形で元金が7万2,000円を不足したということでございますが、まことにこちらのチェック不足でございまして申しわけございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第78号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第78号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全てを終了いたしました。

ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成30年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る2月26日に開会以来、本日3月22日までの25日間にわたりまして、終始慎重かつ真剣に議案の審議等をしていただきました。

平成30年度の新年度予算、あるいは条例の制定、改正等、またただいまも追加をして御議決をいただきましたが、平成29年度の補正予算等々、全ての議案につきまして議決を賜りました。これによりまして、平成30年度の市政を推進していく体制が整ったということになります。ありがたく思っております。

議案の審議や一般質問等でいただきましたさまざまな御意見や御提案につきましては、これらを

踏まえて、これからの市政の推進に当たってまいりたいと考えております。

さて、大変長く寒かった、そしてまたただいまも除雪費の補正の議決をいただきましたが、降雪も大変多かったことしの冬もようやく終わりました、ようやく春がめぐってこようといたしておりますけれども、まだまだ気候は三寒四温ということで、いろいろと不順な天候も続くかというふう
に思っております。

議員の皆様方におかれましては、どうぞ御健康に十分御留意をいただきまして、間近に迫りました新年度をお迎えになり、またますますの御活躍をいただきますよう祈念を申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（渡辺友三君） 平成30年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、去る2月26日から本日までの25日間にわたり、平成30年度、新年度予算を初め、条例改正、そして制定、また補正予算等の多くの議案につきまして、極めて慎重に御審議いただきました。全議案滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力のたまものと深く感謝申し上げますところでございます。

また、市長を初めといたしまして執行部の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じまして、議員各位から審議の過程や一般質問の場で述べられました意見、要望等につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますようお願いを申し上げますところでございます。

また、議員各位並びに執行部各位におかれましても、年度末を迎え、それぞれ御多忙の毎日と思っておりますが、健康には十分に御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げます、閉会に当たっての御挨拶といたします。本日はまことに、このたびは御苦労さまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第1回郡上市議会定例会を閉会といたします。大変長時間にわたりまして御苦労さまでございました。

（午後 2時00分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 野 田 勝 彦

郡上市議会議員 山 川 直 保